

浜田市電子入札運用基準（受注者用）

令和7年1月1日
浜田市

浜田市電子入札運用基準（受注者用）

（趣旨）

第1条 この基準は、浜田市が発注する建設工事、建設コンサルタント業務等及び物品調達等（以下「建設工事等」という。）の入札等（見積を含む。以下同じ。）の手続を島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）を利用して行う場合において、電子入札を円滑かつ適切に運用できるよう、浜田市契約規則（平成17年浜田市規則第59号）、浜田市入札執行要領（平成17年浜田市訓令第21号）、浜田市建設工事簡易型一般競争入札実施要綱（平成20年浜田市告示第48号）、その他の法令に定めるもののほか、電子入札の事務処理に関し必要な事項を定めるものである。

（用語の定義）

第2条 この基準において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 電子調達システム 浜田市が発注する建設工事等の入札等の事務手続きをインターネットを利用して行うシステムをいう。
- (2) 電子入札 電子調達システムにおいて、電磁的記録の送受信により入札手続きを行う入札等をいう。
- (3) 紙入札 紙に記録した入札書を使用して行う入札をいう。
- (4) ICカード 電子認証事業者が発行する電子的な証明書を格納しているカードをいう。
- (5) 電子ファイル 電子入札において提出書類として扱う電子文書をいう。
- (6) 電子くじ 入札参加者が任意に入力した数値と処理時刻を用いた演算式により、電子調達システムがくじ引きを行い、落札者を決定する仕組みをいう。
- (7) 入札情報サービス（PPI） 入札に係る、公告、仕様書等、及び入札結果等に係る情報をインターネット上で行うサービスをいう。
- (8) 入札執行者 浜田市入札執行要領第2条に規定する者をいう。
- (9) 入札事務担当者 浜田市入札執行要領第3条に規定する者をいう。

（利用者登録）

第3条 浜田市建設工事等競争入札参加者有資格者名簿又は浜田市物品調達等競争入札参加者有資格者名簿に登録されている者（以下「有資格者」という。）が、電子入札を利用するときは、電子調達システムに利用者登録をしなければ電子入札による入札に参加することはできない。

- 2 利用者登録の内容は、入札参加資格認定時に通知された登録番号、企業情報、代表窓口情報、ICカード利用部署情報等とする。
- 3 電子調達システムに利用者登録をした者は、登録した内容に変更が生じた場合には、浜田市建設工事等競争入札参加者選定要領又は浜田市物品調達等競争入札参加者資格審査等要領の規定に基づく変更の届出と併せて、直ちに電子調達システムへ変更内容の登録を行わなければならない。

(電子入札に使用する I C カード)

第 4 条 入札参加者が電子調達システムへの利用者登録申請を行うことができる I C カードは、次に該当するものでなければならない。

- (1) 有資格者名簿に登録されている商号又は名称で登録された I C カード
- (2) 入札参加者が経常的に構成される共同企業体の場合は、代表構成員の商号又は名称で取得した I C カード
- (3) 入札参加者が、特定の入札案件に対して構成される共同企業体の場合は、代表会社の I C カードとする。また、特定 J V の応札にあたっては、特定 J V の構成会社の代表者から代表会社の代表者に対する入札・見積に関する権限の委任状の提出を求めるものとする。

(I C カードの不正使用)

第 5 条 入札参加者が I C カードを不正に使用等した場合には、当該入札参加者の指名を取り消す等、当該入札への参加を認めない。

- 2 落札後に不正使用等が判明した場合には、契約締結前であれば、契約締結を行わない。
- 3 契約締結後に不正使用等が判明した場合には、工事等の進捗状況等を考慮して契約を解除するか否かを判断するものとする。

(紙入札への変更)

第 6 条 特段の事情により発注者が当該案件を電子入札から紙入札へ切替えるに至った場合には、当該案件名に「(紙入札に移行)」と追記変更し、切り替え以降当該案件にかかる電子調達システム処理を行わないものとする。

(紙入札の承認)

第 7 条 入札に参加しようとする者から、紙入札方式参加承認願(別記様式)が提出されたときは、次の各号に該当する場合に限り、当該入札参加者について、電子入札から紙入札への変更を承認するものとする。

- (1) 入札公告において、発注者が紙入札での参加を認めている場合
 - (2) 電子認証局が発行した電子証明書(以下「 I C カード」という。)が閉塞、破損等で使用できなくなり、 I C カード再発行の申請(準備)中の場合
 - (3) プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害が発生した場合。ただし、障害の証明書等が発行される場合に限る。
 - (4) その他やむを得ない事由があると認められる場合。ただし、 I C カードの有効期限切れに伴う失効や、カードの紛失・破損、パソコンやカードリーダーの不具合等、入札参加者の責による障害であると認められる場合を除く。
- 2 電子入札の手続き開始後、前項に該当し入札参加者から紙入札への変更を求められた場合は、入札締め切り通知書発行までの間で、次の各号に該当する場合に限り、当該入札参加者について紙入札を認めるものとする。
- (1) 電子調達システムに障害が発生し、復旧が入札書提出締め切りに間に合わない場合
 - (2) I C カードが閉塞、破損等で使用不可となった場合

- (3) プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害が発生した場合。ただし、障害の証明書等が発行される場合に限る。
- (4) その他やむを得ない事由があると認められる場合。ただし、ＩＣカードの有効期限切れに伴う失効や、カードの紛失・破損、パソコンやカードリーダーの不具合、入札参加者の責による障害であると認められる場合を除く。
- 3 紙入札への変更を認められた場合は、入札書以外の提出書類を提出期限までに持参又は郵送により提出するものとする。
- 4 入札書は開札日時に持参し、開札に立ち会うこととする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。
- 5 入札者以外の者が入札書を持参し開札に立ち会う場合は、委任状を提出しなければならない。

(資料の提出等)

第 8 条 提出する競争参加資格確認資料、技術提案資料、工事費内訳書等（以下「提出資料」という。）については、原則として電子ファイルとする。

- 2 電子ファイルを添付する場合は、原則として書き換えのできないＰＤＦ（Acrobat9 以下のもの）により作成することとする。ＰＤＦ以外の電子ファイルとする場合は、次の電子ファイルの形式により作成することとする。

使用アプリケーション	保存するファイル形式
Microsoft Word（注）	Word2010 形式以下のもの
Microsoft Excel（注）	Excel2010 形式以下のもの
その他のアプリケーション	画像ファイル（TIFF、JPEG 及び GIF 形式） その他発注者が認めた型式

(注) Word、Excel については、ＰＤＦに変換することが望ましい。

(注) 各提出資料は、一括してＰＤＦファイルとするなど、可能な限り添付ファイル数を減らすこと。ただし、工事費内訳書については単独ファイルとし、表紙には案件名（工事名、業務名）、商号又は名称及び代表者名を表示するものとする。

(注) 各資料への代表者印等の押印は要しない。

(注) 資料提出にあたっては、誤った資料を添付することのないよう十分に留意すること。

- 3 提出資料に係る電子ファイルを圧縮する場合は、LZH 又は ZIP 形式によるものとし、自己解凍方式（「*.exe」等のファイル）は認めない。
- 4 入札参加者から提出された提出資料へのウイルス感染が判明した場合は、次により対応する。
 - (1) ウイルス感染している旨を当該入札参加者に電話等で連絡し、再提出の方法について協議するものとする。
 - (2) 提出書類がウイルスに感染しており、郵送等の再提出が行われなかった場合は、その提出書類は「不備があるもの」として取り扱う。

(郵送等による資料の提出)

第 9 条 入札参加者は、提出資料が次のいずれかに該当するときは、提出資料を郵送等によ

り提出するものとする。この場合において、第3項に示す内容を記載したテキストファイル等を電子調達システムにより提出する競争参加資格確認申請書に添付しなければならない。

- (1) 提出資料に係る電子ファイルの合計の容量が3MBを超える場合
 - (2) 提出資料に係る電子ファイルにウイルス感染があることが判明し、完全にウイルスを駆除することができないもの
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、入札執行者が郵送等によることが必要であると認めたもの
- 2 提出資料の一部に前項各号に掲げるものを含む場合には、提出資料の全てを一括して郵送等により提出するものとする。
- 3 提出資料を郵送等で提出する場合は、電子調達システムにより次の内容を記載した書面を添付するとともに、送付する提出資料に競争参加資格確認申請書の内容確認画面の写しを同封するものとする。
- (1) 郵送する旨の表示
 - (2) 郵送する書類の目録
 - (3) 郵送する書類のページ数
 - (4) 発送年月日
 - (5) 提出する資料を記録したCD-R等書き換えのできない電子媒体（ウイルス感染があることが判明した場合を除く。）
- 4 郵送等の締切（必着とする。以下同じ。）は、電子調達システムによる当該提出書類の提出期限と同一とする。
- 5 郵送等にあつては、郵便書留等の配達記録が残るものを必ず利用するものとし、入札事務担当者は、郵送された資料を受領した場合には、速やかに電子調達システムによる受付票の発行を行うものとする。

（競争参加資格確認申請書等の提出）

- 第10条 一般競争入札（全ての総合評価方式を含む。以下同じ。）に参加しようとする者は、電子調達システムにより競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料（以下「資格確認資料」という。）を提出するものとする。ただし、提出資料を郵送等により提出する場合を除く。
- 2 総合評価方式の場合は、前項の資料等の提出時に、電子調達システムにより技術提案資料を併せて提出するものとする。ただし、前条の規定により、提出資料を郵送等により提出する場合を除く。
- 3 入札事務担当者は、提出された競争参加資格確認申請書等の確認を行い不足書類や、修正等の必要がない場合は、電子調達システムから競争参加資格確認申請書受付票を発行するものとする。
- 4 発行された競争参加資格確認申請書受付票は印刷等により保管するものとする。

（入札説明書・調達案件内容等に対する質問回答）

- 第11条 入札説明書・調達案件内容等に対する質問は、電子調達システムにより受け付け

ることができるものとする。

- 2 質問に対する回答は、電子調達システムにより行うとともに、速やかに入札情報サービスに掲載するものとする。

(競争参加資格確認通知書の発行)

第 12 条 提出資料により競争参加資格の有無を確認したときは、電子調達システムにより競争参加資格確認通知書を発行するものとする。ただし、総合評価方式の簡易型及び特別簡易型である場合は、競争参加資格確認通知書は発行されるが、競争参加資格の確認が開札後に行うものとする。

- 2 紙入札での入札参加者に対しては、競争参加資格確認通知書電送等により通知するものとする。
- 3 入札参加者は、電子調達システムから発行される、競争参加資格確認通知書を印刷等により保管するものとする。

(入札)

第 13 条 総合評価方式を除く一般競争入札においては、競争参加資格が有る旨の競争参加資格確認通知書を発行された者でなければ、入札書を提出することはできない。

(競争参加資格確認申請書の提出等)

第 14 条 簡易型一般競争入札に参加を希望する場合は、入札書を提出するための手続きとして、電子調達システムの競争参加資格確認申請書の添付資料として、資格確認資料等提出しなければならない。

- 2 電子調達システムから発行された、競争参加資格確認申請書受付票により提出を確認するものとする。
- 3 入札参加者は、電子調達システムから発行される、競争参加資格確認申請書受付票を印刷等により保管するものとする。

(入札)

第 15 条 簡易型一般競争入札においては紙入札による参加を承認された者を除き、入札書受付開始期日までに電子調達システムにより競争参加資格確認申請及び資格確認資料を提出し、競争参加資格確認申請書受付票を発行された者でなければ、入札書を提出することができない。

(指名競争入札の通知等)

第 16 条 指名競争入札により契約を締結しようとするときは、電子調達システムにより入札に参加させようとする者に対して、指名通知書を送信するものとする。

- 2 入札参加者は、電子調達システムにより指名通知書を受信したときは、速やかに受領確認書を送信するものとする。

(見積依頼通知等)

第 17 条 随意契約により契約を締結しようとするときは、電子調達システムにより見積に参加させようとする者に見積依頼通知書を送信するものとする。

2 見積参加者は、電子調達システムにより見積通知書を受信したときは、速やかに受領確認書を送信するものとする。

(入札書の提出)

第 18 条 電子入札による入札（見積を含む。以下同じ。）参加者は、入札書（見積書を含む。以下同じ。）受付締切日時までに電子調達システムにより入札書の提出を行うものとする。この場合において、提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

2 工事費内訳書の提出を求められた工事等については、入札書を提出する際に工事費内訳書を添付しなければならない。

3 入札書受付締切日時を経過した後は、入札書の提出を受け付けない。

(入札の辞退)

第 19 条 入札参加者は、入札書受付締切日時前であれば、いつでも電子調達システム等により辞退届を提出して入札を辞退することができる。ただし、入札書を提出した後、配置予定技術者が真にやむを得ない事由により配置できない場合を除き、辞退することはできない。

2 入札書受付締切日時までに入札書の提出がなく、辞退届の提出もない入札参加者については、入札書受付締切日時を経過したときをもって、辞退があったものとみなす。この場合において、辞退とみなされたことについて、異議を申し立てることはできない。

(入札締切通知書の発行)

第 20 条 入札締切日時が到来したときは電子調達システムにより、入札参加者に対して入札締切通知書を発行する。

(開札等)

第 21 条 開札日時に至ったときは、遅滞なく開札の手続きを開始し、紙入札業者がある場合には、入札執行者の入札執行の宣言後、入札書等を提出させ、当該入札書の入札金額を電子調達システムに登録した後、開札を行う。

2 電子入札において、開札に立ち会うことができるのは、電子入札による参加者で希望する者及び紙入札による入札書を持参した入札者又はその代理人とする。この場合において、当該入札者が代理人により入札書を持参させ開札に立ち合わせるときは、委任状を提出させるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、いずれの入札者も開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員（以下「立会担当職員」という。）を立ち合わせるものとする。

(落札決定の保留)

第 22 条 落札候補者があり、落札決定を保留する必要があるときは、落札決定の保留を確認した上で、電子調達システムにより全ての入札参加者に対して保留通知書を発行する

ものとする。

(再度入札等)

第 23 条 第 1 回の入札において予定価格の範囲内で有効な入札がなく再度入札を行う場合は、入札執行者は電子調達システムにより再入札通知書を入札参加者全員に発行する。ただし、第 1 回の入札において、失格となった者は除く。

2 再度入札の受付時間は当初開札時間の 20 分から 30 分後を標準として設定するものとする。

(開札状況等に係る情報提供)

第 24 条 開札予定時間から落札決定通知書又は再入札通知書等の発行まで、著しく遅延する場合には必要に応じ作業状況の登録を行い、電子調達システムにより入札者へ情報提供を行うものとする。

(落札決定等)

第 25 条 落札者を決定したときは、入札執行者及び立会担当職員は、落札を確認した上で、電子調達システム上で署名を行い、落札者決定通知書を発行するものとする。

2 落札者は、落札決定通知書を印刷のうえ、発注者に持参し、契約手続きを行うものとする。

(電子くじ)

第 26 条 落札となるべき同価格の入札をした者又は総合評価方式による総合評価値が最高の者（以下「くじ対象者」という。）が 2 人以上あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合は、次のとおり対応するものとする。

- (1) くじ対象者が、全て電子入札で参加している場合は、入札書提出時に表示される入札書受信確認通知に記載されたくじ番号（入札参加者が入力した任意の番号に入札書の受付時刻の秒の部分を加算して決定したものをいう。）により電子くじを実施し落札者を決定した後、前条第 1 項により落札決定通知書を発行するものとする。
- (2) くじ対象者が、電子入札と紙入札で参加している場合は、くじを実施する旨及び対象入札参加者名・入札金額・実施日時・実施場所を明記した保留通知書を電子調達システムにより当該入札参加者全員に通知し、くじ引き実施し、落札者を決定した後、前条第 1 項により落札決定通知書を発行するものとする。
- (3) くじ対象者が、全て紙入札で参加している場合は、保留通知書を送信することなく、その場でくじ引きを実施のうえ、落札者を決定し、落札決定通知書の発行を行うものとする。

(低入札価格調査)

第 27 条 低入札調査基準価格を設定した入札において、当該低入札基準価格を下回る入札があった場合には、落札を保留する旨を記載し、入札参加者に通知するものとする。

2 低入札価格調査を実施し落札者を決定したときは、電子調達システムにより落札者決

定通知を発行するものとする。

（入札締切日時の延期等）

第 28 条 入札参加者側の障害により電子入札ができない場合は、直ちに入札執行者等に連絡し、障害の内容と復旧の可否について調査確認を行うものとする。

2 調査確認の結果、すぐに復旧できないと判断され、かつ、次の各号に該当する障害等により、原則として複数の入札参加者が参加できない場合には、入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行うことができるものとする。

(1) 天災

(2) 広域・地域的停電

(3) プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害

(4) その他、時間延長が妥当であると認められた場合（ただし、ＩＣカードの紛失・破損、端末の不具合等、入札参加者の責による障害であると認められる場合を除く。）

3 変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、仮の日時を入力した日時変更通知書を電子調達システムにより送信する（送信できない場合は、電話等で対応する。）ものとし、当該通知書の記事入力欄には、開札日時正式決定後に再度変更通知書が送信される旨の記載を行い、正式な開札日時が決定した場合には、再度変更通知書を送信する（送信できない場合は、電話等で対応する。）。

第 29 条 発注者側の障害が発生した場合又は障害復旧の見込みがある場合には、入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行い、障害復旧の見込みがないときには、紙入札に変更するものとする。

2 復旧の見込みがあるが、変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、仮の日時を入力した日時変更通知書を送信する（送信できない場合は、電話等で対応する。）ものとし、当該通知書の記事入力欄には、開札日時正式決定後に再度変更通知書が送信される旨の記載を行い、正式な開札日時が決定したときには、再度変更通知書を送信する（送信できない場合は、電話等で対応する。）。

（入札の延期、取り止め）

第 30 条 やむを得ない事由が生じたこと等により、入札を延期又は取り止める場合は、入札執行者は電子調達システムにより日時変更通知又は入札中止通知書を発行するものとする。

2 前項の場合において、通信障害等により電子調達システムによる通知が困難なときは、電話等の方法で通知するものとする。

（不落随契）

第 31 条 落札者がいない場合の不落随契への移行時は、電子調達システムは使用しない。

（受任者との契約締結等）

第 32 条 代表者のＩＣカードにより入札等を行い落札した場合には、代表者又は代表者か

ら委任状により契約権限の委任を受けた者と契約を締結することができる。

- 2 受任者のＩＣカードにより入札を行い落札した場合には、原則として、当該入札をした受任者又は代表者と契約を締結することができる。

（電子入札における帳票）

第 33 条 電子調達システムの仕様によって発行された書類は、各入札執行要領等に定める所定の様式に従って作成された書類とみなす。

（電子調達システムの運用時間）

第 34 条 電子調達システムの運用時間は、浜田市の休日を定める条例（平成 17 年浜田市条例第 2 号）第 1 条に規定する休日を除く、午前 9 時から午後 5 時までとする。

附 則

この基準は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

別記様式（第7条関係）

紙入札方式参加承認願

- 1 発注件名
- 2 電子調達システムでの参加ができない理由

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子調達システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

年 月 日

浜田市長 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

上記について承認します。
については、入札書等を下記のとおり持参してください。

記

- 1 入札書提出日時 年 月 日 時 分までに持参すること。
- 2 入札書等提出場所

年 月 日

商号又は名称
代表者氏名 様

浜田市長 印